

第1回 我孫子市廃棄物基本問題調査会 会議録（要旨）

開催日時 令和7年11月5日（水）10時00分～12時00分
開催場所 我孫子市役所 庁舎分館 大会議室
出席者 (委員)
出口会長、平賀副会長、澤田委員、鈴木委員、中野委員、若王子委員、
山口委員、藤巻委員
(事務局)
環境経済部 大井部長 岡田次長（兼）生活衛生課長
環境経済部 資源循環推進課 川村課長、小嶋課長補佐、海老原係長、
五十嵐担当業務長、北澤主事
欠席者 新井委員、和久井委員

傍聴者 1名

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 出席者紹介
- 5 会長及び副会長選出
- 6 議事 (1) 報告事項
(2) その他
- 7 閉会

議事要旨

---- 開会 ----

事務局 : 定刻になりましたので、ただ今から「第1回我孫子市廃棄物基本問題調査会」を開催いたします。皆様には、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。わたくしは、本日の進行役を務めます、我孫子市 環境経済部 資源循環推進課長の川村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。会議に入る前ですが、本調査会は、委員改選後初めての開催となります。
そのため、会長及び副会長が不在の状況です。これに伴い、市長名で招集させていただいたことをご理解いただければ幸いです。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

---- 委嘱状交付 ----

事務局 : はじめに、星野我孫子市長から皆さまに委嘱状を交付いたします。

お名前を呼ばれた方は、前の方にお進みください。

市長 : 委嘱状の読み上げ及び交付。

---- 市長あいさつ ----

事務局 : 続きまして、市長からご挨拶がございます。市長お願ひいたします。

市長 : 挨拶

事務局 : ありがとうございました。なお、市長は別の公務があるため、ここで退席させていただきます。

---- 出席者紹介 ----

事務局 : 続きまして、議題に入ります前に、ご挨拶の機会を設けたく存じます。お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。自己紹介の際には、お名前とご所属、一言お話いただければ幸いです。

各委員 : 挨拶

事務局 : ありがとうございました。続きまして、事務局をご紹介いたします。

各事務局員 : 挨拶

事務局 : 本日の会議は、委員 11 名中 2 名が欠席となりますが、過半数の委員の出席がございますので、我孫子市廃棄物基本問題調査会条例第 4 条第 1 項の規定により会議が成立することをご報告いたします。続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日、配布させていただきました資料として、お手元にお揃いであるか、今一度ご確認をお願いいたします。

---- 会長・副会長の選出について ----

事務局 : それでは、会長及び副会長の選出でございます。当調査会条例第 4 条第 1 項で、「会長、副会長はそれぞれ委員の互選により定める」と規定しておりますが、まず会長・副会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

委員一同 : 一発言無しー

事務局 : 立候補される方はいらっしゃらないようですので、事務局案として、会長に出口委員を、副会長に平賀委員を推薦いたします。ご異議ありませんか。

委員一同 : 異議なし。

事務局 : ありがとうございます。それでは、出口会長にご挨拶を頂戴したいと思います。

出口委員長 : 挨拶

事務局 : ありがとうございました。このあと、議事に入りましたら、会議録作成のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、これより進行は、議長となる出口会長にお願いいたします。

---- 議事（報告事項） ----

- 出口会長 : それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。みなさま、円滑かつ活発な審議によろしくご協力のほどお願い致します。議題（1）「報告事項」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : 資料説明
(資料3 令和7年度組織図について)
(資料4 我孫子市リサイクルセンター整備事業に至るまでの経緯)
- 出口会長 : ありがとうございました。それでは事務局の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
- 平賀副会長 : 粗大ごみ処理施設で処理されて排出されるものは、主に可燃物、不燃物、金属類だと思われます。しかし、施設の能力が低下すると、これらの処理精度も徐々に悪くなっています。現在は、そこから排出される可燃物は焼却施設で処理していると思いますが、それが焼却施設に悪影響を及ぼしているということは特にないのでしょうか。
- 事務局 : 可燃ごみの残渣については、現在、焼却施設で可燃ごみとして処理しています。経年により、その処理の精度がやや粗くなることがあります。また、不燃ごみが若干混入する場合もあります。焼却施設では、これらを最終的に燃焼し、灰として埋立基準に従って処理しています。施設の現状に応じて、薬品の添加などの調整を行っていますが、古い施設の場合、可燃ではない部分が若干混入することが見受けられます。
- 平賀副会長 : 焼却炉の稼働に影響がでるほどではないのでしょうか。
- 事務局 : 影響が出るほどではありませんが、追加で薬品を使用する部分があり、その分のコストがかかっている状況です。
- 中野委員 : リチウムイオン電池の事故が多発しており、最近のニュースでも頻繁に取り上げられていますが、市としてのリチウムイオン電池の処理方法について教えていただけますでしょうか。
- 事務局 : こちらにつきましては、後ほど資料6でもご説明させていただきたいと思っております。現状について申し上げますと、火災が起こると大変な事態となるため、分別は大変ではありますが重要です。現在、市では先ほどお示しした分け方・出し方に基づき、いわゆる小型二次電池やモバイルバッテリーなどの充電式電池に関しては、回収及び処理を行っておりません。そのため、市民の皆様には店頭回収をご利用いただくようお願いしております。主に電気店や、J B R C のように電池を使用する製品を製造するメーカーの団体が回収活動を行っており、その会員の商品に限って回収を行っている状況です。膨張してしまった電池や車載用のものについては、収集していません。市としては自主回収を行っているメーカーへ依頼するか、許可を受けた業者の資源処理ルートをご利用いただくことを案内しておりますが、現時点では市

が大規模に収集・処理を行うノウハウは整っておりません。また、不燃ごみや粗大ごみの中には今もなおリチウムイオン電池が混入している状況です。粗大ごみ処理施設では、破碎機にかける前に3～5人ほどで手選別を行い、明らかに電池であるものやその他の不要物を取り除く作業を実施しています。さらに、コンベア上でもプラスチック製品などの中から電池を取り除いております。可燃ごみに混入する場合もあるため十分な注意を払っています。なお、来年度以降は、分別・回収を強化し、資源化処理を行う方向で進めております。現状では、混入が時折あり、それによって小規模ながら熱を持ったり発火したりする事故も稀に発生している状況です。

- 中野委員 : 分別して出していただければ問題はありませんが、中には可燃ごみと一緒に入れてしまい、市がそのまま回収することで事故が発生するケースがあります。この点についての周知徹底が必要だと考えます。特に外国の方のごみの出し方が適切でない場合も多いため、日本語での説明方法を工夫することや、不動産業者に対してごみの出し方に関する指導義務を設けることも検討すべきではないかと思います。
- 鈴木委員 : 不燃ごみ、粗大ごみ、可燃ごみ、がありますが、モバイルバッテリーやコードレス掃除機など、皆さまどのような形で分類分けをして出していて、そういうものが多いのはどれでしょうか。可燃ごみの中が多いのでしょうか。
- 事務局 : 可燃ごみに混入しているかどうかまでは確認できていませんが、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設やプラスチック処理施設で異物として除去されているものは、我々も確認しております。そのため、可燃ごみにもおそらく混入しているものが全くないとは言えません。ごみ収集車が直接投入扉からごみを投入するため、その時点で状況が把握できなくなってしまいます。したがって、水際での対策としての周知徹底を我々がしっかりと行っていく必要があると認識しております。
- 山口委員 : 我々が回収している可燃ごみの中に混入していることがあります、小さいものだと見分けがつかない場合もあります。
見つけられた場合には、ステーションに置いておくようにしています。
やはり、分別の周知徹底は一番大事だと思います。また、外国人の出し方が回収していくうまく出来てない印象はあります。
- 事務局 : 先ほど話があった外国人の方々への対応については、生活衛生課より説明いたします。
- 事務局 (生活衛生課長) : 近年、外国人の方が急激に増えており、我々の対応がなかなか追いついていない部分もあるかと思います。現在は、先ほどご覧いただいたごみと資源の分け方・出し方について、簡易版を作成し、6か国語に対応したものを輸入時に配布しています。また、市民の方からご相談いただくこと多いため、ごみの出し方がうまくいっていない方には直接お伺いし、資料をお渡ししてご指導する対応も行っています。ここ最近で増えているのは、一時期多かつたベトナムの方に加え、近年はネパールの方が増加している状況です。その

ため、翻訳資料の作成にも時間がかかり、どこに相談すればよいか分からず苦労するケースも多くあります。こうした課題はありますが、市としては引き続きしっかりと取り組んでいきます。

- 鈴木委員 : 日本語学校などそういうところにお願いするとかってできないのでしょうか。
- 事務局 (生活衛生課長) : 利根町にある大学には、市内から多くの学生が通っていると思います。利根町役場の国際交流部門がごみの分別や生活マナーについて「日本ではこうです」といった講義を行ったり、警察の方に来ていただいて交通ルールを教えていたりといった取り組みが行われています。今後、我孫子市としてお手伝いできることができがあれば積極的に対応していきますし、大学からは資料等をいただければ、我孫子の住民に配布することも可能とのことです。具体例としては、利根町の大学ではありませんが、天王台地区の日本語学校からは、市に対してマナーやごみの分別に関する講義の依頼があり、職員が出向いて講義を行ったことがあります。今後は、このような活動をさらに広げていく必要があると感じております。
- 中野委員 : クリーンセンター焼却施設は水田に囲まれた場所に建っていますが、これまでにその環境面で何か問題が生じたことはございますでしょうか。
- 事務局 : 少なくとも、令和2年度以降、田んぼに対する影響については特に報告を受けておりません。
- 澤田委員 : 先ほども分別がきちんとされていないことのリスクについてお話がありましたが、私たちがリサイクルを正しく行うことで、どの程度コスト削減につながるのかを知りたいです。
- 事務局 : 具体的な試算は難しいかと思いますが、分別がきちんと徹底されれば、残渣の処理費用が削減されるほか、分別にかかる手間も軽減されます。そのため、人件費や処分費といったコストが減るのではないかと考えています。
- 澤田委員 : おおよそどのくらいの額になるか、ご教示いただけますでしょうか。
- 事務局 : 度合いによるかと思いますが、具体的な金額につきましては、現時点でご回答いたしかねます。
- 澤田委員 : コスト感が示されると、市民の皆さんのが協力意欲が高まると思います。例えば、「リサイクルセンターのこの部分が良くなった」という成果を具体的に見せることで、市民は「自分たちの努力が役に立っている」「もっときちんと分別して協力しよう」という気持ちになり、協力がさらに進むのではないかでしょうか。我孫子市のリサイクル推進のためにも、そのような取り組みが重要だと考えます。
- 鈴木委員 : リサイクルセンターやクリーンセンターでは現在、売電を行っており、1億円以上の収入があると伺っております。これは非常に素晴らしい成果だと思います。今後も持続可能な未来に向けて、新たな再生可能エネルギーの導入や省エネ施策など、何か計画はございますでしょうか。
- 事務局 : 資料4についてはすでにホームページで公開しております。また、本日配布はしておりませんが、「リサイクルセンター整備詳細計画」も併せてホーム

ページに掲載しておりますので、ご興味のある方はぜひご覧いただければと思います。その計画の中でも触れておりますが、クリーンセンターの隣に位置するリサイクルセンターでは、クリーンセンターで発電した電気を送電し、施設内で利用するため、新たに外部からの電気を使用することはありません。ただし、リサイクルセンター稼働後は、売電量がやや減少する見込みであり、その分を補う意味もありますが、可能な範囲内で自然エネルギーを活用した発電を行う方向で検討しております。現実的には負担ができるだけ軽減しつつ賄える方法を模索しており、計画段階ではまだ概要しか決まっていませんが、事業者選定の際には提案内容を踏まえ、より良い形で進められればと考えております。

平賀副会長：整備用地として旧施設の解体が3年間にわたって行われることですが、今年度の具体的なスケジュールについて教えていただけますか。

事務局：今年度は3年間の工事期間の初年度となります。まず基礎的な調査と工事計画作成を進めております。本格的に動き出すのは令和8年以降となる予定です。

出口会長：資料3、資料4についての質問を打ち切ります。次の報告事項に移ります。資料5空きびんの出し方の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：資料説明
(資料5 空きびんの出し方の変更について)

出口会長：ありがとうございました。それでは事務局の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

平賀副会長：3色に分けることは、機械的に難しいことではないのでしょうか。

事務局：3色に分ける作業には当然人の手が入る形になると思いますが、機械選別、つまりセンサーを使った技術についてはまだ発展途上の段階です。機械技術は徐々に進歩していますが、ある程度の人の手による工程が必要となります。したがって、3色に分ける場合は、それぞれの色ごとに人員を配置する形になるかと思います。このため、運営にかかる経費は増加することが見込まれますが、そのコストと、市民の方が3色を混合して出せる利便性とのバランスを考える必要があります。逆に、分別を意識せずに全部混ぜて出す場合と、意識してきちんと色分けをする場合の違いや、その意識づけの効果も含めて、総合的にどの方法が最適かを改めて検討していきたいと思います。基本的には、設備上で3種類に分けることは不可能ではありません。

中野委員：回収袋については、これまでの3種類をそのまま使い、どの色の瓶でも入れてよいという認識で進めるということですね。慣れ親しんだ方法であり、コスト面でも利点があるのであれば、新たに袋を買い替える必要がない限り、白びん、無色びん、茶色びんなどをそのまま分けて入れていただく方が効果的ではないでしょうか。これまで分別の習慣が根付いていることも考慮すると、現行の方法を継続する形で進めるのがよいのではないかと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。先ほども説明しましたが、現状はスペースの問題もあり、3色混合での処理しかできない状況です。当初は市民の皆様に3色で分別を続けていただく方針でしたが、実際には分別していただいていても、その後の段階で混ぜられてしまうケースが多く、市民の皆様の努力が無駄になってしまっている部分もあります。そのため、少なくとも現状の処理体制が整うまでの間は、市民の皆様のご負担を軽減するために、3色を混合で出していただくことを認める判断をいたしました。ただし、今後新たな施設整備により3色分別での処理が可能になった際には、再び3色での分別を始めるか、あるいは現行の方法を継続するかについて、改めて検討し判断したいと考えております。

中野委員：物理的にヤードの問題がどうしても解決できない場合は、将来リサイクルセンターが新しくできた際に元に戻すのであれば、今まで通りに作業を進めた方が良いと思います。

事務局：いただいた意見を踏まえて検討させていただきます。

藤巻委員：人間は一度楽をしてしまうと、それが習慣になってしまいがちです。そのため今までの流れを踏まえて、慎重に進めることが大切だと思います。

事務局：ありがとうございます。ご意見としては、そのようなご指摘も当然ございますし、一方で「一緒に混合でやっているのだから、分ける必要はないのではないか」というご意見もあります。これらを踏まえて総合的に判断した結果、現時点ではこの方向で進めさせていただきたいと考えております。ただし、改めて検討させていただきたいと思います。

澤田委員：今の問題の根本はスペースですが、そのスペースの問題が解決した後、おそらく市民の方々が判断の基準とするのは、コストやCO₂の排出量だと思われます。ですので、その部分を周知する際に明示し、「こういう理由だからこうしている」ということをはっきり伝えることが重要です。ごみの問題、とくにプラスチックに関しては、「燃やせば燃料になる」という議論も国会議員の間であつたと思いますが、何が真実で何が間違いなのかが混在しているため、市民の皆さんには情報をどう受け取ればよいのか分からず、結局「もうめんどうだからどうでもいいや」という結論に達してしまう人もいます。現在の問題はスペースの問題であり、今後スペースが解消された後も同じ方法を継続し、「CO₂を最も削減できるベストな方法を選択しています」と市民の方々に説明していただければ、我孫子の人たちは比較的協力的だと思います。ですので、そういった情報をしっかりと周知していただけると誤解が生まれにくくなります。ごみ問題に関しては、皆さんのがぞれ異なる解釈をしている印象があるため、そこをきちんと整理してお知らせいただけるとありがたいです。

林委員：この制度の変更については、やはり慎重に進めた方が良いと考えております。スペースの問題があるため、一旦はこのような形にせざるを得ませんが、その後で再度検討し、改善していくことも重要だと思います。手間の面から考えると、確かにこの方法が合理的かもしれません、私も皆さんと同じく慎重に考

えるべきだと感じています。市民の中にはその「また元に戻す」という考え方には納得される方も多いと思いますので、市民の反応も考慮しながら慎重に進めるべきだと考えています。

- 出口会長 : 資料5についての質問を打ち切ります。次の報告事項に移ります。資料6 小型二次電池等の分別回収・資源化の開始について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 : 資料説明
(資料6 小型二次電池等の分別回収・資源化の開始について)
- 出口会長 : ありがとうございました。それでは事務局の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
- 鈴木委員 : 説明資料の参考は我孫子市のホームページに掲載されているものですよね。しかし、私の住んでいるマンションでも高齢化が進んでいて、我孫子市の高齢化率とほぼ同じくらいの年齢層であるため、ホームページを見るのは難しい場合も多いです。そのため、制度が変更された際には、「こういった新しい制度ができました」ということを、ごみのチラシと同様に分かりやすいチラシなどで周知していただきたいと思います。特に「小型二次電池」については、多くの方が具体的にどのようなものか理解していないと思いますので、該当する商品をピックアップしてイラストなどで分かりやすく、お知らせいただけすると非常に助かります。
- 事務局 : 新たに皆様に分別をお願いする際には、チラシはもちろんのこと、ホームページやSNSも活用して、周知をしっかり行いたいと考えております。
- 平賀副会長 : 2026年から、小型家電リサイクル法の対象に加熱式たばこも新たに検討されているとのことです。我孫子市ではすでに小型家電回収ボックスを設置しており、加熱式たばこも対象品目として回収の割合が大きくなることが想定されます。今後は、これら加熱式たばこを含む小型家電のリサイクル方法についても検討が進められ、より一層のリサイクル推進が求められる方向になると考えますが、市としての考え方をお示しください。
- 事務局 : 今後、事業者を決定していくにあたり、資源化処理を行う施設については、中間処理を行うところや、直接資源化してリサイクルを行うところなど、いくつかの形態が考えられます。これらは、当市が資源化処理を委託する事業者によって異なるかと思いますが、最終的には確実にリサイクルが行われる形となる予定です。
- 中野委員 : モバイルバッテリーや携帯電話についてですが、ほとんどの方が携帯電話を購入する際にリサイクル料金を支払っています。自動車のリサイクルも当然義務化されていますが、国の方では携帯電話のデザインや販売方法について、リサイクルを促進するような指針や義務化の傾向があると聞いていますか。
- 事務局 : そういう話は今のところ聞いておりませんが、当然私たちとしてもプラスチック類と同様に、生産者の責任は重要であると考えています。一方で、消費者側にも一定の責任があると思います。しかし、ごみの処理はメーカーが

自治体の指示に従って区分して出すように委ねられているのが現状です。市としては、やるべきことはしっかりと行っています。話は少し変わりますが、市町村や県内、さらには国や県に対して、生産者の責任を国の制度として明確に設けるべきだという要望活動も行っております。

- 出口会長 : 資料 6 についての質問を打ち切ります。
以上で事務局の報告事項は終了となります、本日は傍聴者がいらっしゃいますので、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 : 我孫子市審議会の会議の公開に関する規則、第 8 条（2）に記載があります「発言は 1 人につき、1 回とし発言時間は 3 分以内とする」とありますので、これより傍聴者の発言を認めます。
- 傍聴者 : 空きびんの周知について、不動産の賃貸業に携わった経験からすると、ごみの分別説明は不動産側にとって非常に負担の大きい作業です。まさに中野さんがおっしゃる通り、きちんと取り組まなければ分別ミスが増え、大きな問題になると考えます。今日の議論では廃止に向かう意見が多く見られましたが、議会での発言も踏まえ、その流れに流されることなく制度変更を進めていただきたいと思います。また、外国人に関する問題については、中野さんが宅建への義務付けも検討すべきと発言されており、私も義務付けを強く望んでいます。宅建側が対応しなければ各不動産業者まで情報が行き届かず、市単独での対応は困難な状況です。外国人向けの周知方法を整備し、関係機関と連携して取り組むことが今後の円滑な推進に不可欠だと思います。さらに、今回のリサイクルセンターの設置に関してですが、粗大ごみ処理について 2023 年の比較検討の結果、フルスペック化するとの説明は理解しています。しかし、各施設がそれぞれ段階的にリサイクル活動を進めてきた経緯がある中で、それらを一括して刷新する計画となっていることについて、各施設に詳細な計算や検証を行い、「変更が必要である」という説明が不足しているように感じます。特に古い施設も含まれているため、十分な検討を行わなければ問題発生のリスクが高いと考えます。現在、二次電池など新たなりサイクル対象品目も増加しており、これらに対しても十分に配慮した進め方が求められると考えています。
- 事務局 : 以上で、傍聴者の発言を終了します。出口会長に戻します。
- 出口会長 : 続きまして、議題の「(2) その他」について事務局から何かございましたらご説明をお願い致します。
- 事務局 : 本日お渡ししている参考資料が二つあります。それぞれの内容について簡単に説明させていただきます。まず一つ目は「我孫子市廃棄物処理基本計画」です。この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づいて策定されたものです。一般廃棄物の種類及び収集方法などを定めています。今回お渡ししている計画の期間は令和 5 年度から 14 年度までの 10 年間であり、中間目標年を令和 9 年度に設定しています。中間目標の達成状況を踏まえ、見直しを実施する予定です。また、この計画では、一人 1 日あたりごみ

排出量の削減目標を掲げており、令和3年度の実績では一人1日あたり824gのごみを排出していますが、令和14年度までにこれを5%削減し、780gにすることを目指しています。2つ目の資料は、「清掃事業概要」です。これは、資源循環推進課から毎年度発行されているもので、昭和30年度から現在に至るまでの清掃事業の変遷や、市内にある一般廃棄物処理施設の概要、そして昨年度のごみ処理実績をまとめた内容となっております。お手すきの際にご確認いただければ幸いです。以上、本日お配りしている参考資料、簡単な説明となります。

出口会長：他になにかございますか。

事務局：先ほど説明を割愛させていただきました資料2についてご説明いたします。こちらは「廃棄物基本問題調査会条例」に基づく委員会の資料で、初めての方もいらっしゃいますので改めてご説明させていただきます。第2条の所掌事務には市長の諮問に応じて取り組む事項が1から9まで記されていますが、これまでの会議の傾向を踏まえますと、特に5番目の「廃棄物の収集、処理及び処分業務体系の策定並びに変更に関すること」が重要な役割を持っております。これは主に分別の変更に伴う内容で、今回のご報告でもご意見をいただいた通り、変更に伴う支障や課題について、市民目線や事業者目線からのご意見は非常に有益であり、我々にとっても貴重な情報です。製品プラスチックの分別回収も進めたいと考えておりますが、その実施にあたっては、皆様からのご意見を十分にいただきたいと考えております。また、新たな分別項目の追加や変更などがあった際にも、事前に皆様のご意見を伺い、それを踏まえて事務局として事業を進めてまいります。今後このような事象が発生した際には、適宜ご案内を差し上げますので、引き続きご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

出口会長：他にありませんか。

以上で、本日の議事は終了いたしました。議事進行にあたり、皆様にご協力を頂き誠にありがとうございました。本日の会議で委員の皆さまから挙げられた意見を十分に踏まえて事務を進めるようお願いいたします。

事務局：出口会長、議事進行ありがとうございました。これを持ちまして、「第1回我孫子市廃棄物基本問題調査会」を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上